

GREEN サービス 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条 用語の定義

1.本規約における用語の意味はそれぞれ次のように定義します。

- 1)「本サービス」とは、コンテンツサービスから構成されるサービスをいいます。
- 2)「コンテンツサービス」とは、当社が契約者に対して提供するサービスをいいます。
- 3)「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他の債務及びこれにかかる消費税相当額をいいます。
- 4)「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63 年法律第108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方税の額ならびに地方税（昭和25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- 5)「利用契約」とは、本サービスの利用を目的とし、当社と契約者との間に成立する本規約の定めを内容とする契約をいいます。
- 6)「利用開始日」とは、当社が、契約者に対する通知において指定する日で、本サービスを利用することが可能となる日をいいます。
- 7)「会員 ID 等」とは、契約者に対し発行する会員 ID、及びパスワードをいいます。

第 2 条 規約の適用

1.株式会社 GREEN 以下、「当社」といいます。）と、本サービスの契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を読み、規約に同意し、利用するものとします。

第 3 条 規約の変更

- 1.当社は、契約者への事前の告知、契約者の同意等を得ることなく本規約の内容を変更できるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、契約者は変更後の本規約に従うものとします。
- 2.変更後の本規約については、当社のホームページに掲載した時より効力を発するものとします。

第 4 条 通知

- 1.当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信、書面の送付または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により随時これを行います。
- 2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知の内容を当社のホームページに掲載した時点をもって、契約者に到達したものとみなします。

第 2 章 契約者

第 5 条 利用申込等

当社は、本サービス利用希望者が、本サービスの利用を申し込んだときは、利用希望者が、本規約の内容を承認しているものとみなします。

第 6 条 申込の承認

- 1.当社は前条の申込みを受付け、必要な審査・手続を経た後に、当社所定の方法により利用申し込みに対する諾否を決定します。契約否成立者へののみ通知するものとします。
- 2.当社は、利用契約の成立の前後を問わず、当社の裁量により、いつでも、利用希望者及び契約者についての審査を行うことができます。当該審査の結果、利用希望者及び契約者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、その者の申込みを承認せず、または遡及して契約者の資格を取り消すことがあります。
 - 1) 利用希望者又は契約者が実在しないこと
 - 2) 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと
 - 3) 申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードが、クレジットカード会社により無効扱いとされていること
 - 4) 未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
 - 5) 暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、及び関係者である場合
 - 6) 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき
 - 7) 前各号のほか、当社が不適当と認めるとき
- 3.第 1 項及び第 1 項に定める審査の結果、利用希望者の申込みを承諾せず、または、契約者の資格を取消すときであっても、その理由を開示する義務を負わないものとします。
- 4.利用希望者が、当社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、利用希望者に対し、当社がサービス ID 等を発行した時点で、当社と利用希望者との間に本サービスの利用契約が成立し、利用希望者には契約者の資格が与えられるものとします。なお、契約者の資格は、利用契約が本規約の理由によって終了したときは、当然に消滅するものとします。

第 7 条 コンテンツサービスの解約

- 1.契約者は、コンテンツサービスの一部又は全部について解約を希望する場合、当社所定の方法にて届出をするものとします。解約の届出は契約者本人をもっておこなうものとし、本人性確認のため、ご登録いただいている契約者の電話番号にご連絡をすることがあります。当社が当該届出を受け付けた当月末日をもって、コンテンツサービスの利用契約は解約されるものとします。
- 2.前項にもかかわらず、契約者は、やむを得ない理由があるときは、前項に定める解約日として指定できる日以外の日においてコンテンツサービスの利用の停止を求めることができるものとします。当社がこれを認めた場合、コンテンツサービスの利用契約は、当該コンテンツサービスの提供を停止した日の属する月の末日をもって解約されるものとします。ただし契約者がコンテンツサービスの停止を希望した日が、その申し出をした日と同じ月に属する場合、解約日は申出をした日の当月末日とします。
- 3.前項の定めによりコンテンツサービスの提供を停止した場合でも、当社は、その解約日までの利用期間にかかる利用料金の精算を行うものとし、当該期間の利用料金の払戻等は一切行わないものとします。
- 4.当社は契約者に対する事前の通知や契約者の同意なく届出の方法を自由に変更できるものとし、契約者はこのことを承諾するものとします。

第 8 条 権利の譲渡

1. 契約者は、当社から交付された会員 ID 等、サービス ID 等、利用契約に関する権利、義務、その他利用契約上の地位を譲渡、使用、承継させ、担保提供しその他一切処分してはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、契約者が料金等の支払に使用するクレジットカードを発行した会社、または当社が指定する第三者に対し譲渡することができます。

第 9 条 設備等

1. 契約者は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下、「設備等」といいます。）を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用できるように管理するものとします。
2. 当社は、本サービスの利用のために必要な又は適している設備等を指定することができるものとします。契約者がこれに従わない場合、契約者は、当社が提供するサービスを利用できない場合があることに同意するものとします。

第 3 章 料金等

第 10 条 本サービスの利用料金、算定方法等

1. 本サービスの利用料金、費用、その他本サービスの利用の対価として支払うべき料金（以下、これらをあわせて「料金等」といいます。）、算定方法等について、契約者は、当社が別途定める料金表にしたがうものとします。ただし、当社が実施するキャンペーン及びイベント等により料金表が変更される場合があるものとします。
2. 契約者の本サービスの利用にかかる料金は、各種コンテンツ利用規約に定めるとおりとします。
3. 契約者は、本サービスの利用に関し、前項に定める料金等を、第 12 条に定める方法により支払うものとします。
4. 当社は、料金等の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
5. 当社が提供する本サービスの利用料は、各種コンテンツサービス詳細にて記載するものとします。また書面発行手数料として別途月額 110 円（税込）とします。

第 11 条 料金等の支払義務

1. 契約者は、当社が別途定める方法、時期その他諸条件にしたがって、料金等を支払うものとします。
2. 利用契約が終了するまでの期間において、第 20 条に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の料金等の支払を要するものとします。

第 12 条 料金等の支払方法

1. 契約者は、料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
 - 1) クレジットカードによる支払い
 - 2) 預金口座振替による支払い
 - 3) NTT ファイナンスによる支払い
 - 4) 振込み
 - 5) 携帯電話キャリア決済による支払い
 - 6) その他当社が定める支払い方法
2. やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が負担するものとします。
3. 契約者と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、契約者は、信義誠実の原則に基づいた対応を行うものとします。
4. 契約者または当社指定の引き落とし方法で不備が出て支払い義務が履行できない場合は、当社指定の支払い方法に自動で変更して引き落としができるものとする。

第 13 条 キャンペーン適用条件

実施中のキャンペーンは、口座振替もしくはクレジットカード、NTT ファイナンス決済による支払いを選択し、登録していただくことが条件となります。

第 14 条 延滞利息

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）を、支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、料金等の残額に対し年 6%の利率で計算した金額を、延滞利息として当社が指定する方法で指定した期日までに支払うものとします。

第 4 章 契約者の義務等

第 15 条 自己責任の原則

1. 契約者は、自己の責任と費用において、本サービスを利用するものとし、本サービスの利用とその本サービスを利用し、又は利用しないこと、及びその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用に関して第三者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者から苦情等が通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合または第三者に対し苦情等を通知する場合においても同様とするものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用に関して当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、本規約上の義務を履行しないことにより第三者または当社が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもってその損害を賠償するものとします。

第 16 条 禁止行為

1. 契約者は本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- 1) 他の契約者、第三者もしくは当社が保有する、知的財産権その他の財産権、及びその他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2) 他の契約者、第三者もしくは当社が保有する財産もしくはプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- 3) 他の契約者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、または、そのおそれのある行為
- 4) 他の契約者もしくは第三者の個人情報の譲渡または譲受にあたる行為または、そのおそれのある行為
- 5) 公序良俗に反する行為、または、そのおそれのある行為、あるいは、それを助長し、または助長するおそれのある行為
- 6) 本サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律「昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号」の定める性風俗特殊営業を行う、あるいは性風俗特殊営業に関する情報を第三者に対し、閲覧または発信した場合、もしくは第三者に行われた場合やその他の公序良俗に反する情報を他の契約者、もしくは第三者に提供する行為
- 7) 法令に違反する行為や犯罪行為、もしくはそのおそれのある行為、あるいは、それを教唆し、またはほう助する行為
- 8) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- 9) インターネット上で、他の契約者、第三者もしくは当社が入力した情報を不正に改ざんする行為
- 10) 契約者以外の他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為
- 11) IP アドレス、アカウント、会員 ID 等、パスワード、及びドメイン名を不正な目的をもって使用する行為
- 12) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じ、または、本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- 13) 本サービス及びその他当社が提供する各種サービスの運営を妨げる行為、または、そのおそれのある行為
- 14) 当社、本サービス及びその他本サービスが提供する本サービスの信用・名誉等を傷つける行為、またはそのおそれのある行為
- 15) 契約者が本サービスを利用して、本サービスに定める本サービスと同様のサービスを、有償無償を問わず第三者に提供もしくは再販売、あるいは転売する行為
- 16) その他、当社が不適切と判断する行為

第 17 条 変更の届出

1. 契約者は、住所、氏名、商号、クレジットカードの番号もしくは有効期限、その他当社への届出内容に変更があった場合には、直ちに当社に所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 当社は、第 4 条に定める通知等を、契約者から届出のあった連絡先にあてて行えば足りるものとし、前項届出がなかったこと、又は、届出が遅延したことにより、契約者が不利益を被ったとしても、当社の故意または重過失による場合を除き、一切その責任を負いません。この場合、当該通知等は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 5 章 当社の義務

第 18 条 本サービス提供の責任

1. 当社は、当社の本サービス用設備を本サービスが円滑に提供されるよう維持運営することに努めます。ただし、不測の事態により本サービスが利用できないような場合があることを契約者は予め了解するものとします。

第 19 条 情報の開示等

1. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）、その他同法の定めに基づく手続等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報及び契約者の情報等全部又は一部を第三者に提供することができます。
2. 当社は、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報及び契約者の情報等全部又は一部を第三者に提供することができます。
3. 当社は、当社の関連事業およびグループ会社、関連企業の範囲で契約者、申込者の個人情報全部又は一部を提供し、他商材のご案内をすることがあります。

第 6 章 利用の制限、中止、停止及び利用契約の解除

第 20 条 利用の制限

1. 当社は、会員が以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、当該会員の本サービスの利用を制限することがあります。利用制限には、当該会員が利用する本サービスの一部または全部の停止、当該会員が発信または表示する情報の一部または全部の削除あるいは閲覧できない状態に置くこと等を含みますが、これに限定されるものではありません。
 - 1) 当該会員が指定したクレジットカードが無効扱いとなった場合、または当該会員指定の預金口座が残高不足等の理由により料金収納できなかった場合
 - 2) 当該会員の端末等が、ウィルスの感染、スパイウェアや不正アクセスの被害を受け感染経路等になることで、第三者に被害が及ぶおそれがある場合
 - 3) 本サービスの利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該会員のユーザ ID およびパスワードが第三者に無断で利用されたと推測される場合
 - 4) 電話、FAX、電子メールまたは郵送による連絡が取れない等、その本人性に重大な疑義を生じた場合
 - 5) 第 16 条（禁止行為）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - 6) 上記各号の他、当社が利用制限の措置を必要と認めた場合
2. 当社が前項の措置をとったことで、当該会員が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。

第 21 条 本サービスの停止及び利用契約の解除

1. 契約者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当社は当該契約者に事前に何等通知または催告することなく、本サービスの提供の停止あるいは利用契約の解除を行うことができます。
 - 1) 契約者が、第 17 条各号に該当、または該当する恐れがあると認めた場合
 - 2) 本サービスへの支払方法として届け出たクレジットカードのクレジットカード会社、または、預金口座の金融機関等により利用が停止された場合
 - 3) 契約者の資産について差押や滞納処分があった場合

- 4) 破産手続開始、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算の申立があった場合
 - 5) 手形交換所の取引停止処分
 - 6) 個人の契約者、もしくは法人及びその他の団体の代表者である契約者について、後見開始の審判があった場合
 - 7) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合
- 2.前項の場合、当該契約者は、期限の利益を喪失し、そのときまでに発生した料金等当社に対する債務の全額を、当社の定める方法で一括して直ちに支払うものとします。本条による契約の解除により、当社の当該契約者であった者に対する損害賠償請求権の行使は妨げられないものとします。
 - 3.前項の規定は、法人及びその他の団体に所属する各個人の契約者が本条第 1 項のいずれかに該当した場合は、その時点で当該法人及びその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該所属法人または当該団体の代表者がその債務を負うものとします。
 - 4.本条第 1 項第 4 号の場合、当社が加盟する信用情報機関に通知し、登録された情報を、提携する信用情報機関の加盟契約者が利用できるものとします。
 - 5.本条第 1 項第 5 号の場合、当社が加盟する信用情報機関に当該契約者の支払能力に関する情報提供・調査に同意するものとします。

第 7 章 損害賠償等

第 22 条 損害賠償の責任

- 1.当社は、契約者に発生した損害に対しては、当社の故意または重過失による場合を除き、当社が別途定める範囲内においてのみ責任を負うものとします。ただし、当社は、事業者契約者に対しては一切の責任を負いません。
- 2.契約者が、本規約に定める事項に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、当社が当該契約者の利用契約を解除したか否かに関わらず、当該契約者は当社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が、契約者と第三者との紛争、その他契約者の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することとなる場合、当社は、その費用を、現実負担が生じる前であっても、損害の一部として契約者に請求することができるものとします。
- 3.前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を契約者として登録した場合において、当該個人が本規約に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第 23 条 免責

- 1.当社は、本サービスの内容、及び、契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
- 2.本サービスの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは毀滅等、その他本サービスの利用に関連して契約者に損害が発生した場合は、当社の故意または重過失による場合を除き、当社が別途定める範囲内においてのみ責任を負います。ただし、当社は、事業者契約者に対しては一切の責任を負いません。
- 3.当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた等に関して、一切責任を負いません。

第 8 章 その他

第 24 条 知的所有権その他の財産権

- 1.本規約に別段の定めのない限り、本サービスを通じて当社が提供する情報に関する知的所有権その他の財産権は、当社または当該情報の提供元に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの知的所有権その他の財産権は、当社に帰属します。
- 2.契約者は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の書面による承諾なしに、転載し、複製し、出版し、放送し、公衆送信する等その方法の如何を問わず、自ら行ってはならず、及び第三者をして行わせてはならないものとします。

第 25 条 協議及び管轄裁判所

- 1.本サービス及び本規約に関連して、契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社との間で誠意をもって協議するものとします。
- 2.前項の協議によっても問題が解決しない場合には、その訴額に応じて、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。